

# 埼玉県立羽生学校 自動販売機設置事業者募集要項

埼玉県では、県有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

## 1 目的

県有財産の有効活用を図り、県の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

## 2 応募資格要件

「平成31・32年度（2019・2020年度）埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が掲載されていること。

（参考）名簿掲載の公募参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- （1）埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- （2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- （3）法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- （4）自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- （5）国、地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）又はその他法人との種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。
- （6）県税を滞納していないこと。
- （7）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （8）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

## 3 募集事項等

- （1）自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- （2）貸付場所及び面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	県立羽生高等学校	羽生市加羽ヶ崎 303番地1	普通教室棟1階 (配置図)	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※ 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

(3) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(更新なし)

本公募要項において設置が決定し・契約した事業者は、埼玉県と協議の上、原則として令和2年4月1日(水)～17日(金)(土曜日、日曜日を除く)の間に自動販売機を設置する。

(4) 貸付条件等

別添仕様書による。

(5) 募集する事業者は、(2)の物件番号(貸付箇所)ごとに選定する。

(6) 注意事項

ア 参考データ

自動販売機の設置済み場所の年間売上本数

(具体例)

物件番号	設置場所	種 別	1年間の売上本数 (H30.4~H31.3)	特記事項
1	県立羽生 高等学校	飲料水 (缶・ペットボトル)	11,553本	

イ 生徒数及び職員数(令和元年5月1日現在)

職員数47名(非常勤職員は含めない)。生徒数217名

ウ 今回公募対象の自動販売機1台の他に、敷地内に自動販売機はありません。

エ 改修工事等で自動販売機を移転(一時的に移転する場合も含む)の必要が生じた際、移転及び元の設置場所に戻す費用は設置事業者の負担となります。

## 4 応募手続

(1) 設置事業者登録名簿への登載(参加資格審査)

この募集に参加を希望する者は、県管財課が作成している「平成31・32年度(2019・2020年度)埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に登載されている必要があること。

名簿登載者は、設置機関への資格審査に係る書類提出及び資格審査が省略される。

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(ウに掲げる書類)を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

令和2年1月17日(金)から1月31日(金)までの日の午前9時から午後5時までの間(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び正午から午後1時までの間を除く。)

#### イ 提出場所

埼玉県立羽生高等学校 羽生市加羽ヶ崎303番地1

事務室 担当 大塚栄一

電話：048-561-0718

#### ウ 提出書類

	提出書類	提出部数
①	参加申込書（様式第1号）	1部
②	賃貸借料提案書（様式第2号）	物件番号ごとに1部
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）	同一機種ごとに1部
④	設置する自動販売機のカタログ	
⑤	自動販売機設置事業者登録書（写）及び設置事業者登録名簿申請書（写）	1部

注1 法人の場合には、代表者印とすること。

ただし、「平成31・32年度（2019・2020年度）埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」登載手続の際、代理人を定める委任状を提出している場合、又は代表者印と異なる印を使用する申請をしている場合は、その使用する印鑑とする。

注2 賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注3 設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

#### (3) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。ただし、直接持参ができない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所宛に提出期間内に必着するよう送付すること。

（宅配便、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

#### (4) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とする。賃貸借物件が建物の場合、設置予定事業者決定に当たっては、賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、賃貸借物件が土地の場合は、消費税が非課税のため、設置予定事業者決定に当たって、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算を行わない。したがって、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額ではなく、見積もった契約金額を記載すること。

## 5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

## 6 設置予定事業者の決定方法等

### (1) 設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、建物の貸付けの場合は、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第103条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること、土地の貸付けの場合は、同規則同条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

### (2) 具体的選定方法

応募者は、3（2）の「物件番号」ごとに応募することができる。設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とするが、物件番号ごとに異なる設置予定事業者となるよう選定する。

ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない物件については、この選定方法を採用しないものとする。

- ・ まず、物件番号1について最も総得点の高い者を設置予定事業者として決定する。
- ・ 次に、物件番号2は、物件番号1で決定した設置予定者を除き、最も総得点の高い者を設置予定事業者とする。

(3) 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び評価点

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	1 社会貢献度	県事業への人的支援、寄附（物品の提供や県設置基金への寄附を含む。）、協定に基づく協力体制など	20点
	2 自動販売機機能	省エネルギー性能 災害時に飲料提供が可能な附加機能	5点
	3 商品内容	県産品の取扱い 商品の多様性	5点
	小計点		30点
価格点	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	70点
総得点			100点

※ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(4) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

(5) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和2年2月上旬に行う予定である。

(6) 選定結果の通知

令和2年2月6日（木）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(7) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴

取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

(8) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について埼玉県及び本事務所のホームページに掲載するものとする。

- ・ 公募自動販売機数
- ・ 公募参加者数
- ・ 設置事業者決定日
- ・ 各設置事業者名
- ・ 各設置事業者の総合評価得点（総得点）

## 7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、施設管理者から補正を求められた場合は、この限りでない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取り止めることがある。

## 8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 設置予定事業者は令和2年2月13日（木）までに、契約書に記名押印のうえ県に提出し、県と県有財産賃貸借契約を締結する。  
なお、貸付が土地の場合は、契約金額によっては印紙を貼付することになるが印紙代は設置予定事業者の負担とする。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第81条の規定に基づいて契約保証金を徴収する場合がある。

## 9 設置予定事業者の決定取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
  - ア 8（2）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき
  - イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
  - ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本県が判断したとき

- (2) (1) により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、設置予定事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上の者）。

## 10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

### (1) 質問の方法

質問は、令和2年1月6日（月）から令和2年1月10日（金）午後5時までに、質問書（様式第4号）の様式を使用し、原則として電子メール（又はFAX）により、下記12に示すメールアドレス宛に提出する。

（注意）質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

### (2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和2年1月16日（木）までに本事務所のホームページに掲載する。

## 11 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び県有財産賃貸借契約等の解除を行うことがある。
- (4) 自動販売機設置に係る契約書等の文書は、埼玉県情報公開条例（昭和57年埼玉県条例第67号）に基づく情報公開請求等により第三者へ公開する場合がある。

## 12 問い合わせ先

羽生市加羽ヶ崎303番地1  
埼玉県立羽生高等学校  
事務室 担当 大塚栄一  
TEL : 048-561-0718  
FAX : 048-560-1052  
e-mail : k610718@pref.saitama.lg.jp